

議会運営委員会

日時 平成25年12月12日(木)午後1時30分～

場所 第3委員会室

1 12月定例会最終日(12月13日)の日程について

(1) 会議予定 午前10時～

各常任委員会 ～ 議会運営委員会・幹事会 ～

会派会議 ～ **本会議** ～

(2) 議事日程

諸報告(監査)

第1 報告第1号、報告第2号及び第1号議案から第37号議案まで

(委員長報告～表決)

第2 請願について(質疑、討論、表決)

第3 意見書案について(質疑、討論、表決)

第4 議員の派遣について(表決)

人事議案なし

2 討論について

通告期限 本日午後4時まで

3 意見書案について

意見書案 1件(別紙 1)

発議者の決定

4 議員の派遣について

1月16日 京都市 市町村トップセミナー 副議長出席

5 議会報告会での意見について

別紙 2

6 議員報酬・定数について

アンケート調査票案（別紙 3）

提出は12月27日（金）までに事務局へ

7 決算審査総括について

別紙 4

8 わがまちトークについて

新わがまちトーク案（別紙 5）

次回議会報告会

2月17日（月）3班体制	古世総合センター、東本梅ふれあいセンター 大葉台2丁目集会所
2月18日（火）2班体制	曽我部町公民館、旭コミュニティセンター

9 平成26年3月定例会日程

別紙 6

10 その他

当面の委員会等日程（閉会后）

- 1 2月18日（水）10:00～ 公共交通対策特別委員会
- 1 月20日（月）10:00～ 産業建設常任委員会
- ” 27日（月）10:00～ 環境厚生常任委員会
- ” 30日（木）13:30～ 総務文教常任委員会

今後の議会運営委員会

- ・定数・報酬の検討
- ・予算審査の検討

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

去る12月6日、特定秘密保護法案が参議院本会議で自民・公明の賛成により可決された。衆議院でも参議院でも強行採決に次ぐ強行採決で、憲政史上まれにみる暴挙である。法成立後の世論調査でも、反対が51%と多数を占め、76%が国会での論議が不十分と答えている。こうした国民多数の声を踏みつけにする暴挙は許されない。

特定秘密保護法は、第一に、何が秘密かも秘密とされ、どんな行政情報も「特定秘密」と指定すれば、半ば永久的に国民に隠し続けることができる。

第二に、「特定秘密」を故意であれ、過失であれ、漏らした公務員に重罰を科し、秘密とは知らず秘密を知ろうとした国民も処罰する。未遂でも、共謀、教唆、扇動しただけでも罰せられる。

第三に、国政調査権を侵害し、「特定秘密」の指定や解除を監察する機関の設置も実効性はなく、法の根幹を変えないものである。

つまり、憲法に定められた国民主権、基本的人権、平和主義の原則を根底から踏みにじる違憲立法であり断じて認められない。

よって、亀岡市議会は、特定秘密保護法の撤廃を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

		意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
				参考	報告	回調査
河原林	2	議会だよりの中に文書質問が掲載されているが、具体的な質問内容、答弁はどのようなものであったのか教えてほしい。	質問の1つ目は亀岡市における市民への情報公開とは何を意味しているのか。答弁は一般的な資料など積極的に公開すべきものであると考えている。2つ目に問い合わせがなければ公開しない情報と問い合わせがなくても積極的に発信する情報との差異は何か。答弁は法令等による他、文書を所管する課の判断で対応している。3つ目に今後、どのような態度でスタジアムに関する情報公開を行っていくのか。答弁は開示可能な全ての情報を発信していくことを基本と考えている。行政としては前向きな答弁をしている。			
河原林	6	議会だよりの3ページの「賛否の分かれた議案」の中の修正案について、同じ会派でありながら賛否が分かれている。反対している理由は何か。	反対討論をしていないので、真意はわからない。			
馬路	2	議員報酬議案(9カ月5.3%削減)は否決されたが、議員も身を切る覚悟が必要。	議会運営委員会で定数とともに適正な報酬額を検討している。			
馬路	6	議員は議員だけを仕事にしているのか。議員以外の仕事もしているのではないのか。	している議員もいる。どうい議員像が良いのかご意見をいただきたい。			

議員定数・報酬アンケート調査

氏名	
----	--

1 議員定数について考えは。

--

2 適正な定数は何人か。また、その理由は。

人	理由	

3 議員報酬額について考えは。(現行:議員440,000円)

--

4 適正な議員報酬額はいくらか。また、その理由は。

議員	円	理由	

5 報酬と定数との関連からの見直しについて意見は。

--

6 その他の意見

--

12月27日(金)までに事務局へ

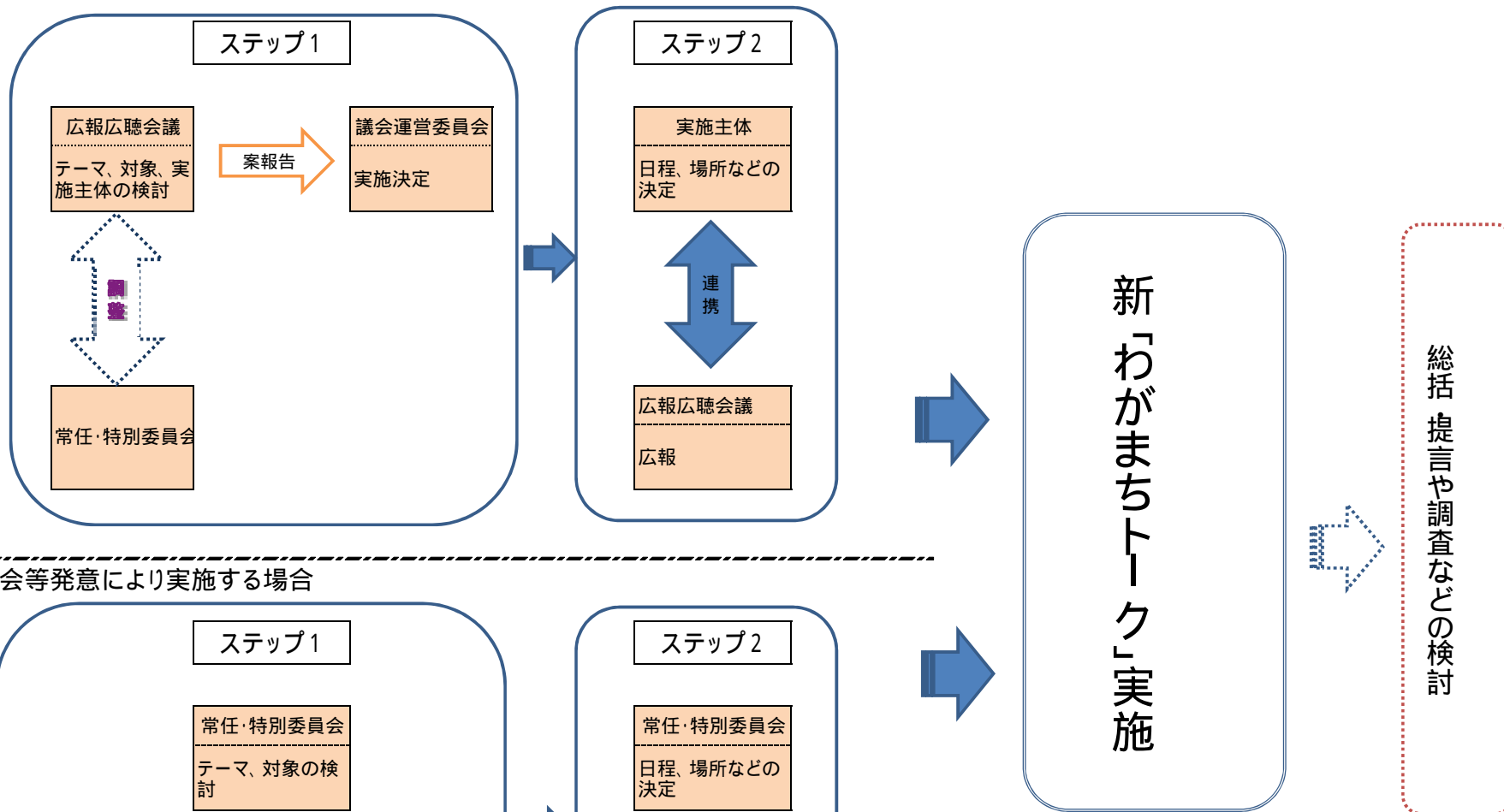
H25.9定例会 決算審査 総括

1	<p>執行部提出資料について (主要施策報告書、執行部作成資料、事務事業評価資料)</p>
意見	<p>資料作成する部署により、まだ差異があり、よりわかり易い資料づくりを願う(緑風会)</p>
	<p>事業成果のとらまえ方が不十分な部署がある(緑風会)</p>
	<p>決算提出資料の内、「歳入歳出決算事項別説明書及び実質収支に関する調書」の説明がされない。政令で定められた資料の一つである。資料説明が必要である(共産党議員団)</p>
	<p>毎年資料請求のあるものについては事前に提出をされたい(共産党議員団)</p>
2	<p>特別委員会審査について (全体会審査、分科会審査)</p>
意見	<p>外部委託は不要。必要であれば委託先を全議員に図るべき(共産党議員団)</p>
	<p>「構想日本」の研修を受けたが事務事業評価で充分である(共産党議員団)</p>
	<p>分科会審査は所管により説明の濃淡がある(理事者側)。進め方としては、特に長い時間を要する所管に関しては、もう少し細分化して審議していくことも必要かもしれない(清流会)</p>
	<p>引き続き、分科会審査、全体会議継続(清流会)</p>
	<p>分科会だけでは不十分だが、全体会でやったのでこれで良い(市民クラブ)</p>
	<p>全体会審査：特段なし 分科会審査：参考人にきてもらって説明を受けよかった(公明党議員団)</p>
3	<p>事務事業評価について (対象事業抽出、執行部説明、質疑、個人評価、分科会評価、特別委員会評価)</p>
意見	<p>評価分類の仕方をもう少し、わかりやすくしてはどうか(緑風会)</p>
	<p>事業抽出にあたり、施策の中で複数にまたがっており、選定しにくい所がある(緑風会)</p>
	<p>事務事業評価を行うため、決算審査全体の時間が短くなり全体の審査ができなくなっている。主なものとして、「施策の概要」を所管別で説明と審査をしているが、事務事業評価は別枠として1日余分に審査日を作る必要がある(共産党議員団)</p>
	<p>事務事業評価そのものの意図するところが明確でない。もしくは、明確に理解できていない議員もいる。理事者側も意図を理解できていない? 評価の部分は、それに至る過程にもう少し時間が必要かもしれない。説明と質疑応答の方が時間が長い(清流会)</p>
	<p>修正が必要であれば修正すればよいが、大きく変える必要はない。新しい事がすべてではない(清流会)</p>
	<p>対象事業の抽出は、最初から「何項目を目的」など、目標を設定しない方がよい(必要とする事業すべてを対象とする)(市民クラブ)</p>
	<p>このままでよい(公明党議員団)</p>

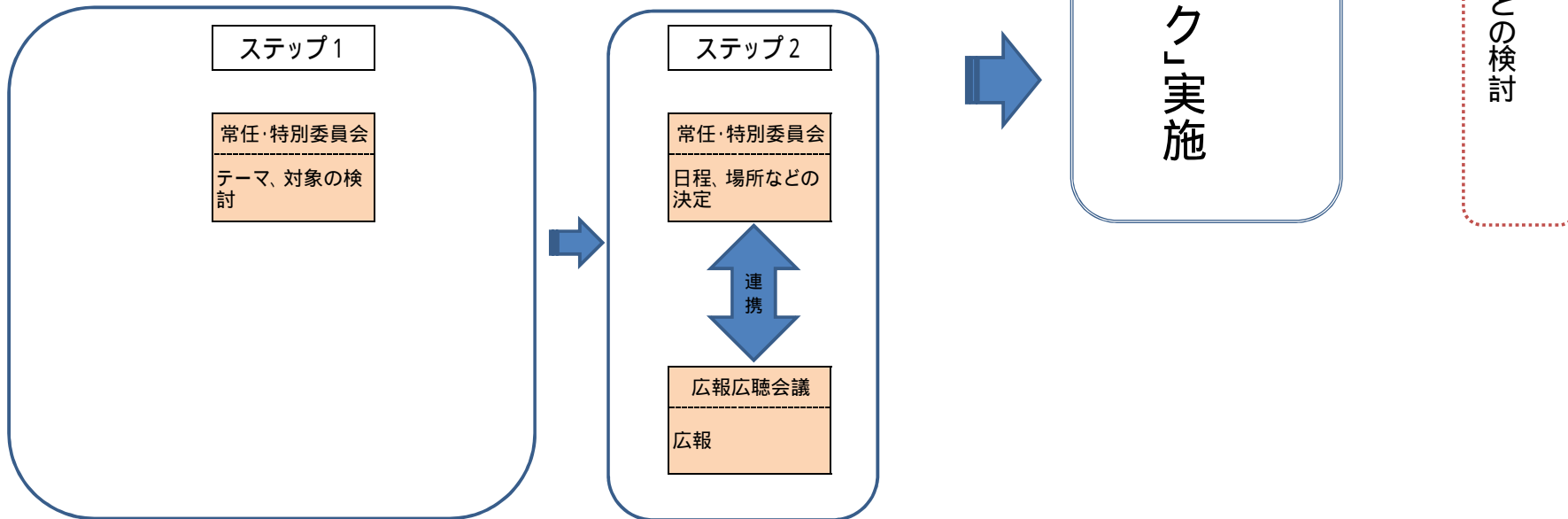
4	審査体制について (分科会方式、特別委員会構成)
意見	予算決算について常任委員会を設置し、予算 決算の人的一貫性をはかる。また、その構成は、議員の半数程度で良い(緑風会)
	産業建設常任委員会 審査項目3項目で充実した審査ができた(共産党議員団)
	環境厚生常任委員会 進行と運営の仕方に問題。(共産党議員団)
	総務文教常任委員会 審査項目5項目であったが、事前に論点整理して審査にあたった。スムーズな運営で充実した審査ができた(共産党議員団)
	分科会方式に賛成。ただ、全体会においては、どのような経過や意見を経て結論がでているのかを説明して共有した方がよい(清流会)
	今回のやり方で良(市民クラブ)
	この方式でよい(公明党議員団)

5	その他の意見
意見	せっかく論点整理を行って評価をしようとしているのに議論がそこに行かず、うまくかみ合わなかった(緑風会)
	審査時間が少ない。また、その場その時に何をやっているのか、議員自身の自覚が必要(清流会)
	録画導入により緊張感があった(市民クラブ)

1 広報広聴会議が聴取した市民等の意見により実施する場合



2 委員会等発意により実施する場合



平成26年3月亀岡市議会定例会日程（案）

会期：25日間

日	曜日	会 議 等	備 考
2/17	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
18	火		
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日		
24	月	定例会開会 <一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00>	
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
3/1	土		一般質問 順 序
2	日		
3	月		
4	火	一般質問（代表）	1 創生 2 市民 3 緑風 4 共産 5 清流 6 公明
5	水	一般質問（代表・個人）、議運 <質疑通告期限：一般質問終了時>	幹事会
6	木	一般質問（個人）	
7	金	一般質問（個人）予備日、本会議（追加議案提案） 予算特別委員会、3 常任委員会 <討論通告期限：委員会終了時>	
8	土		
9	日		
10	月	3 常任委員会、議運 本会議（補正予算採決）	幹事会、会派会議
11	火	予算特別委員会	
12	水	予算特別委員会	
13	木	予算特別委員会	
14	金	予算特別委員会	
15	土		
16	日		
17	月	予算特別委員会	
18	火	予算特別委員会 <意見書等提出期限：12:00>	会派会議
19	水	委員会予備日、議運 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
20	木	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

一般質問が3日間の場合：6日（木）一般質問終了後、本会議（追加議案提案）及び予算特別委員会